

社会福祉法人敬寿会
評議員及び役員等に関する報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬寿会（以下「法人」という）定款第8条及び第10条第1項第3号及び4号、第23条第1項の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）並びに苦情解決第三者委員の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員及び役員並びに苦情解決第三者委員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 理事について、報酬を支給する。
- (2) 評議員及び監事については、業務に応じた報酬を支給する。
- (3) 苦情解決第三者委員について、業務に応じた報酬を支給する。

2 理事長、副理事長及び常務理事（以下「理事長等」という）に対し退職手当を支給する。この退職手当は、理事長等として適切に業務を執行し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(理事の報酬の算定方法)

第3条 理事に対する報酬及び前条第2項に対する退職手当の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 退職手当 別表4に定める算式により算出される額

2 法人の職員を兼ね、役員報酬を支給している理事に対しては、役員報酬に加えて職員給与を支給するものとする。

(評議員及び監事の報酬等の算定方法)

第4条 評議員及び監事に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(苦情解決第三者委員の報酬等の算定方法)

第5条 苦情解決第三者委員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(旅費の支給)

第6条 旅費は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事に対する報酬の支給方法及び支給時期は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

- 2 評議員及び監事並びに苦情解決第三者委員に対する報酬は、別表2及び別表3に基づき支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、端数について、これを切り捨てる。

(報酬等の支給調整)

第10条 次の各号の場合は、報酬等の支給を調整する。

- (1) 理事が、理事会等に出席する場合は、会議等の出席報酬は支給しない。
- (2) 評議員及び監事並びに苦情解決第三者委員について、別表2及び別表3の報酬等は重複して支給はしない。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年3月23日に制定し、同日より施行する。平成26年4月1日施行「役員報酬規程」は廃止する。

附 則 この規程の改正は、令和3年6月25日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和8年7月1日から施行する。

別表 1（理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 700,000 円
副理事長	月額 500,000 円
常務理事	月額 300,000 円
上記以外の理事	月額 100,000 円

※法人職員を兼務し、役員報酬を支給している理事に対しては、役員報酬に加えて職員給与を支給する。

別表 2（評議員・監事の報酬）

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 15,000 円
上記の他、評議員としての業務	日額 15,000 円

(2) 監事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 15,000 円
監事監査のための業務	日額 30,000 円
上記の他、監事としての業務	日額 15,000 円

別表 3（苦情解決第三者委員の報酬）

	報酬の額
第三者委員としての業務	日額 15,000 円

別表 4（退職手当）

(1) 退職手当の算式

算式方法	報酬月額×在職年数×係数
------	--------------

※在任中に特に功労のあった者に対し、理事会決定により 50%を超えない範囲内で定めた額を加算することができるものとする。

(2) 役職係数

役職名	係数
理事長	3.0
副理事長	2.0
常務理事	1.0